

申請期間：令和3年4月27日から令和3年5月14日まで（当日消印有効）
 申請方法：郵送（レターパックライトのみ）

■営業時間短縮の要請について

	質問内容	回答内容	公表
1	自分の店が営業時間短縮の要請の対象施設かを教えてください。	個別の店舗について営業時間短縮の要請対象施設に該当するかにつきましては大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	4/27

■営業時間短縮協力金支給対象者

	質問内容	回答内容	公表
1	惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店は営業時間短縮要請協力金の対象ですか。	宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	4/27
2	ケータリングなどのデリバリー専門の店舗は営業時間短縮要請協力金の対象ですか。	宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	4/27
3	酒類（アルコール）の提供をしていない飲食店は、営業時間短縮要請協力金の対象ですか。	アルコールの提供の有無は要件ではありません。食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店であることが要件になります。	4/27
4	協力金の支給を受ける要件を教えてください。	協力金の支給対象者は、以下の（1）から（5）の全てを満たす事業者です。 （1）大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること。 （2）午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日から2月7日までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。 ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とします。 （3）令和3年1月14日までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）をしていること。令和3年1月18日からガイドライン及び要請を遵守している場合は、同日までにステッカーの導入をしていること。 （4）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。 （5）令和3年1月14日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗（事業者とは異なります）において令和3年1月14日以前に営業を開始しており、営業実態がある※こと。 ※営業実態があるとは、営業している状態にあることを言い、休業している場合も含まれます。休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開（開始）できる状態にあることをいいます（要請に協力して休業する施設に限ります）。	4/27
5	支給額を教えてください。	（1）令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり150万円（1日あたり6万円×25日間） （2）令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり126万円（1日あたり6万円×21日間） ※要請遵守の開始日が令和3年1月15日から1月17日までの間の場合も、126万円となります。 （3）令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり6万円×[令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日までの日数] ※閉店日は1月14日（又は1月18日）から2月6日までの間とします。 また、閉店日当日も支給の対象となります。	4/27
6	対象は中小企業等に限定されますか。	限定されません。法人の規模は問いません。	4/27
7	売上の減少要件は必要ですか。	売上の減少要件はありません。	4/27
8	対象エリアに要請対象の店を2店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給される）となります。支給する店舗数に上限はありません。	4/27
9	府外に本社がある場合でも、府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	府内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	4/27
10	大阪市内に所在する対象店舗です。これまでの営業時間短縮の要請は遵守していませんでしたが、1月14日以降の要請は遵守しています。この場合、協力金を申請できますか。	1月14日以降、営業時間短縮の要請にご協力いただき、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象となります。	4/27
11	営業時間短縮要請期間の途中で開店しました。開店後、営業時間を短縮すれば協力金の対象になりますか。	1月14日までに開業していることが支給要件となっておりますので、営業時間短縮要請期間の途中で開店する場合は支給対象になりません。	4/27
12	時短営業をしていましたが、営業時間短縮要請期間の途中で閉店しました。要請に応じていた期間は協力金の対象になりますか。	令和3年1月14日時点において営業実態があり、かつ営業時間短縮要請期間中に店舗を閉店した事業者については、本協力金の対象となります。	4/27
13	まだ店舗を開店して少ししかたっていないのですが、協力金の対象になりますか。	令和3年1月14日時点において営業実態があり、飲食店の営業許可証等の日付が令和3年1月14日以前の場合は対象となります。併せて開業届または法人設立届出書の写しを提出してください。	4/27
14	営業時間短縮の要請対象の店で、20時以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合は、協力金の対象になりますか。	店内飲食の営業を20時で終了し、それ以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供などに切り替えていても営業時間短縮の要請に応じたこととなりますので、協力金の支給対象となります。	4/27
15	飲食店営業許可は得ておらず、酒類販売のみの立ち飲みも営業している酒屋は協力金の対象になりますか。	本協力金は飲食店営業許可を得ている店舗が対象です。	4/27
16	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	4/27

17	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	4/27
----	--	---	------

■営業時間短縮の要請期間・休業日

	質問内容	回答内容	公表
1	営業時間短縮の要請期間はいつからいつまでですか。	令和3年1月14日午前0時から令和3年2月7日24時までです。ただし、協力金については、準備期間が必要な場合もあるため、令和3年1月18日午前0時から要請に応じただけでも対象となります。	4/27
2	営業時間短縮要請期間中に、1日だけ営業時間短縮を行い他の日は営業時間短縮（又は休業）を行わなかった場合、又は1日だけ営業時間短縮を行わず、他の日は営業時間短縮（又は休業）を行った場合、協力金は支給されますか。	令和3年1月14日から（3月2日以降に開店した場合は、開店日から）2月7日まで[2月6日までに閉店した場合は、閉店日まで]の全ての期間要請に応じ継続して営業時間を短縮（休業を含む。）していただくことが要件のため、協力金の支給対象となりません。	4/27

■申請手続き

	質問内容	回答内容	公表
1	申請手続きを教えてください。	募集要項を令和3年4月27日に大阪府HP等で公表しましたので、まずはこちらをご覧ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku/index.html	4/27
2	申請の手法を教えてください。	今回の申請（再申請）については、レターパックライトでの郵送（紙申請）のみの受付となります。オンライン申請は行いませんので、ご注意ください。	4/27
3	受付窓口で申請手続きを行うことはできますか。	受付窓口で申請を行うことはできません。申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。なお、令和3年4月26日以前又は5月15日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。郵送先は募集要項に記載しているとおり、住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル11M棟 宛先：大阪府営業時間短縮協力金申請事務局（第1期・再申請） 電話番号：06-6210-9525 となります。また、募集要項の最終ページ（26ページ）に郵送時に活用できる宛名書きがありますので、ぜひご活用ください。	4/27
4	郵送申請において、支給決定時には連絡がありますか。	郵送申請の場合で審査が完了した場合、連絡は行いません。ご指定の口座への入金をもって代えさせていただきます。	4/27
5	様式1の「3. 各種支援金（協力金）の受給情報（1）」欄の「申込番号（8桁の数字）」が不明な場合は、どうすればよいでしょうか。	「受給情報（口受給あり/口審査中）」の箇所は、受給が済んでいる方は「口受給あり」にチェックしてください。「申込番号（8桁の数字）」の箇所には「申込番号不明」とご記載ください。	4/27
7	大阪市内に所在する対象店舗です。11月27日から12月15日に実施した要請に係る協力金申請や12月16日からの要請に係る協力金申請を行う場合でも、あらためて協力金の申請もする必要がありますか。	それぞれ別の制度ですので、あらためて申請を行っていただく必要があります。	4/27
8	申請に必要な書類は何ですか。	申請に必要な書類は、「大阪府営業時間短縮協力金支給申請書」、「大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書」、「誓約書・同意書」、「飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証（写）」、「写真等（店舗の外観写真、休業・営業時間短縮していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真）」、「事業所得の分かる確定申告書（写）」、「本人確認書類（写）（法人の場合は代表者）」、「振込先確認書類」「申請受付期間内に申請できなかった理由説明書」等です。詳細は、募集要項P10～P13をご確認ください。	4/27
9	募集要項に例示された本人確認書類がない場合は、どうすればよいのですか。	募集要項の記載は例示ですので、別の物に代えていただくことができます。「氏名」及び「生年月日」が確認できる公的な証明書類をご提出ください。	4/27
10	申請は店舗単位ですか、事業者単位ですか。	申請は店舗単位となりますので、必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。	4/27
11	申請時の写真とはどのようなものが必要ですか。	①店舗名がわかる店舗の外観 ②営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真など休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真 ③「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真を提出してください。撮影日を記載いただきますので、必ず記録ください。※店舗に掲示している内容やステッカーの店名等が読み取れない画像の場合は、再度ご提出いただくこととなりますので、ご注意ください。	4/27
12	確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうすればよいでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書及び納税証明書（その2）を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/O50301/pdf/O1.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。）	4/27
13	個人事業主で令和2年中に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていないため、事業所得のわかる確定申告書の写しを提出できない場合はどうすればよいでしょうか。	個人の事業主様におかれては、開業届の写しの提出をお願いします。法人の事業主様におかれては、法人設立設置届出書の写し又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しの提出をお願いします。	4/27
14	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	4/27

■営業時間短縮の解釈

	質問内容	回答内容	公表
1	通常営業が20時までの居酒屋で休業をした場合には、協力金の支給対象となりますか。	通常営業時間が5時から20時までの時間内に収まっている店舗については、協力金の支給対象にはなりません。もともと20時以降の時間帯に営業を行っていた店舗が、5時から20時までの間に営業時間を短縮することが要件となります。	4/27
2	要請期間中、19時以降酒類の提供をやめて、20時以降も営業する場合は協力金の対象になりますか。	営業時間を短縮したことにはならないため、協力金の対象にはなりません。	4/27
3	酒類のラストオーダーを19時までとした場合、協力金の対象になりますか。	ラストオーダーではなく、実際の酒類の提供を19時までで終える必要があるため、協力金の対象にはなりません。酒類をお客様に提供する時間が19時までである必要があります。なお、19時まで提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。	4/27
4	通常、20時から4時までの営業であるが、①休業した場合、もしくは②16時から20時に変更した場合、それぞれ対象となりますか？また、①と②を混合した場合は対象となりますか。	①、②、混合のいずれも支給対象です。	4/27

■感染拡大予防ガイドライン遵守、「感染防止宣言ステッカー」導入

	質問内容	回答内容	公表
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか？	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）が確認できます。	4/27
2	「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力金は支給されませんか？	協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。	4/27
3	「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか？	府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html) から入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日10時から17時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-7178-1398）にお問い合わせください。	4/27
4	「感染防止宣言ステッカー」は、いつまでに導入する必要がありますか？	原則として、1月14日（1月18日又は開店日）までに感染拡大予防ガイドラインを遵守し、同日までに申請する店舗においてステッカーを登録及び掲示する必要があります。しかしながら、ガイドライン及び営業時間短縮の要請を遵守していたものの、やむを得ない理由でステッカーを導入していない場合は、2月7日まで（2月6日までに閉店した場合は閉店日まで）に導入すれば協力金の対象となります。	4/27
5	1月14日から2月7日まで（または1月18日から2月7日まで）ずっと休業していた場合でも、1月14日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか？	1月14日から2月7日まで（または1月18日から2月7日まで）全ての期間休業していた場合は、協力金の申請日又は申請する店舗の再開日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。 例）3月15日に営業を再開し、4月28日に申請する方は、3月15日の再開時までに導入	4/27
6	1月14日から営業時間短縮の要請を遵守し、酒類の提供は11時から19時としました。「感染防止宣言ステッカー」を登録はしましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか？	ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示する必要があります。2月7日までに登録及び掲示をしていない場合、営業時間短縮の要請を遵守していても協力金の対象とはなりません。	4/27

■飲食店営業許可

	質問内容	回答内容	公表
1	開業時に取得した飲食店営業許可が失効していることに気づき、新規で許可を取得しなおしました。この場合は、協力金の対象になりますか。	今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証（又は喫茶店の営業許可証）は必ず必要な書類です。有効期間が令和3年1月14日から2月7日まで（2月6日までに閉店した場合は、閉店日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。	4/27

■営業実態

	質問内容	回答内容	公表
1	令和3年1月14日以前の開業が要件になっていますが、令和3年1月14日の開業でも協力金の対象になりますか。	対象になります。ただし令和3年1月14日以前の許可日で飲食店又は喫茶店営業許可を得ていることが条件になります。	4/27

■協力金について

	質問内容	回答内容	公表
1	協力金は課税対象ですか。	所得税法上の事業所得に該当し、課税対象となると考えております。	4/27